

告示第 136 号

太子町制限付一般競争入札実施要綱（平成 14 年告示第 33 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 12 月 9 日から施行する。

令和 7 年 12 月 8 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 制限付一般競争入札は、原則として開札後に入札参加資格等を審査する入札（以下「事後審査型入札」という。）として執行するものとする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、入札前に技術提案の審査を行う必要がある等、事後審査型入札の適用が適当と認められない場合は、入札前に入札参加資格等を審査する入札（以下「事前審査型入札」という。）として執行することができる。

第 5 条第 1 項中「する者」の次に「（以下「入札参加申込者」という。）」を加え、「次に掲げる書類」を「制限付一般競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 事前審査型入札の入札参加申込者は、申込書に加え、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を町長に提出しなければならない。

第 9 条の見出し中「落札者及び」を削り、同条第 1 項中「開札の結果」の次に「、落札決定を保留した上で」を加え、「以下同じ。」を削り、「落札者」を「落札候補者」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、「落札者又は」を削り、同項を同条第 2 項とする。

第 10 条の見出し中「入札参加確認申請書等」を「落札審査書類」に改め、同条第 1 項中「事後審査型入札の」を削り、「入札参加資格確認申請書」の次に「等（事後審査型入札の落札候補者に限る。）」を加え、「入札参加資格確認資料」を「入札公告に定める落札決定に必要な書類」に、「確認申請書等」を「落札審査書類」に改め、同条第 2 項中「事後審査型入札の」を削り、「確認申請書等」を「落札審査書類」に、「入札参加資格審査」を「落札決定」に改める。

第 11 条第 1 項中「確認申請書等」を「落札審査書類」に改め、同条第 3 項中「第 3 項」を「第 2 項」に改める。

第 14 条中「、第 9 条及び第 11 条」を削る。